

日本学生支援機構奨学金 在学猶予の手続きについて

貸与終了後も引き続き在学する場合、在学猶予の手続きをすることで在学中の返還期限を猶予する(返還を先延ばす)ことができます。

○対象者

- ・貸与終了後も引き続き在学する(進学・辞退・留年・休学など)学生等
(例:東北大学→東北大学大学院、
東北大学大学院MC→東北大学大学院DC)
- ・他校で貸与終了後、本学に入学した学生等

※日本学生支援機構の第一種奨学金、または第二種奨学金の「採用候補決定通知」を受領した方は、進学届を提出する際に、前奨学生番号(=過去に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた際の奨学生番号)を入力すれば、在学中は自動的に返還期限が猶予されます。この場合在学猶予願(在学届)の提出は不要です。(予約採用者のみ対象、在学採用者は対象外。在学猶予の手続きが必要。)

○手続き方法

在学中の返還猶予を希望する場合は、スカラネット・パーソナルから各自で手続きを行ってください。

◆スカラネット・パーソナル

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

「在学猶予願」提出時には下記の学校番号・区分コードの入力が必要です。

学校番号:102003 区分コード:03

※在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目に返還が始まります。



GSIS
Tohoku University
Graduate School of Information Sciences

詳細は日本学生支援機構HPをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html

東北大学情報科学研究科教務係

〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉6-3-09

TEL 022-795-5814 FAX 022-795-5815

E-mail : is-kyom@grp.tohoku.ac.jp